

化学物質のリスク評価に係る企画検討会

◆リスク評価方針の検討、リスク評価対象物質の選定、リスク評価の周知などの方策を検討。

有害物ばく露作業報告

◆事業者が、厚生労働大臣が指定した化学物質について、自らの事業場における製造や取扱いの状況などを労働基準監督署に報告するもので、法令(安衛則第95条の6)に定められた報告(製造・取扱量が500kg以上ある場合に報告の対象となる)。

化学物質のリスク評価検討会

◆リスク評価(初期リスク評価、詳細リスク評価)は、「有害性の評価」と「ばく露の評価」から検討。

➤有害性の評価

対象となる物質について、主要文献から有害性の種類や程度などを把握し、得られた情報から有害性評価を行う。そして、労働者が勤労生涯を通じてその物質に毎日さらされた場合に、健康に悪影響が生じるばく露限界値(「評価値」)を設定。

➤ばく露の評価

「有害物ばく露作業報告」が出された事業場に対して実態調査を行い、それにより得られた労働者のばく露測定結果から、ばく露濃度を算出。

➤リスク評価

評価値とばく露濃度を比較し、労働者に健康障害が生じるリスクの高低を判定。

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会

◆リスク評価結果をもとに、どのような健康障害防止措置が必要か検討。

健康障害防止措置の導入(政省令改正)